放課後キッズクラブ
入会のしおり
２０２３年度版

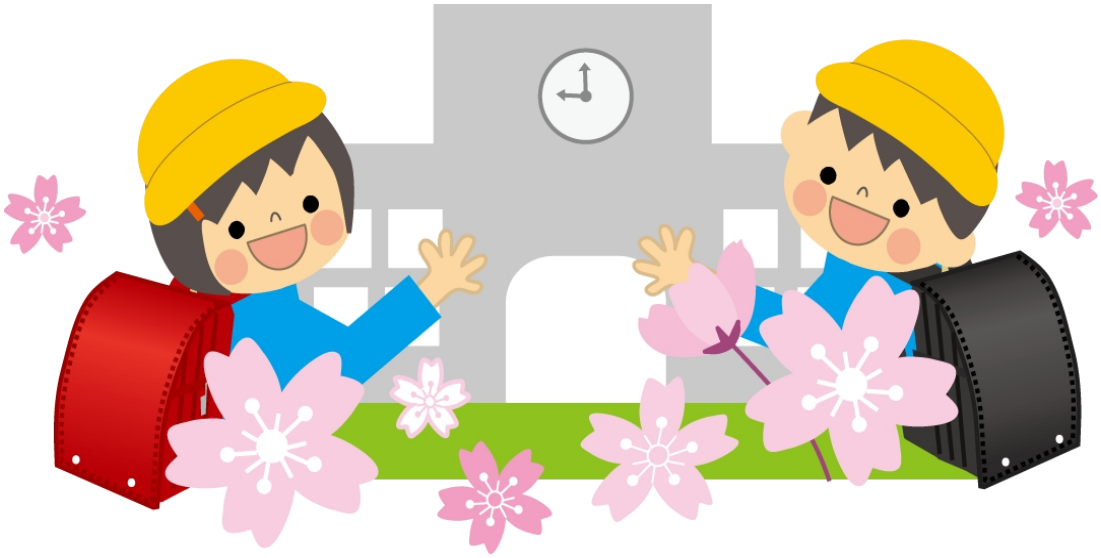

潮田小学校放課後キッズクラブ

運営法人　株式会社理究キッズ

（注）本案内の内容は、2022 年 12 月時点で作成したものです。

目　　次

第１章　放課後キッズクラブの概要……1
　1−1　放課後キッズクラブとは……1
　1−2　運営法人　株式会社理究キッズ（理究グループ）について……2
　1−3　放課後キッズクラブの活動（開所日・開所時間・活動場所）……2
第２章　利用区分・利用料等について……3
　2−1　放課後キッズクラブの利用区分について(2022 年度時点)……3
　2−2　わくわく【区分１】の利用について……4
　2−3　すくすく【区分２A・B】の利用について……6
　2−4　利用料等の支払方法について……9
　2−5　利用区分の変更について……10
　2−6　おやつについて……10
　2−7　放課後キッズクラブの保険制度……11
第３章　利用申し込み・手続きについて……15
　3−1　個人情報の事前登録……15
　3−2　口座情報の登録……16
　3−3　利用申し込みに必要な書類……17
　3−4　申し込み手続きの締切日……18
　3−5　利用開始日……18
第４章　緊急時の対応について……19
　4−1　警報発表時等の対応について……19
第５章　利用にあたって……20
　5−1　広報誌『キッズ通信』……20
　5−2　利用予定の事前提出　※月ごと……21
　5−3　『参加カード』の提出　※利用日ごと……22
　5−4　利用当日の流れ……23
　5−5　夏休み期間中の利用について……25
第６章　その他……26
　6−1　ご意見・ご要望等について……26
　6−2　お問い合わせ先……26
　6−3　よくある質問について……26
Q&A よくあるご質問……27

（参考資料）

- 放課後キッズクラブ利用申込書記入例
- 就労（予定）証明書記入例

第１章　放課後キッズクラブの概要

1−1 放課後キッズクラブとは

放課後キッズクラブは、小学校施設を活用して実施する事業です。**①全ての子どもたちを対象に無償で「遊びの場」を提供すること、②留守家庭児童等を対象に「生活の場」を提供することを目的に実施しています。**
2004年度に開始され、2020年度には本市の全ての小学校に設置されています。潮田小学校放課後キッズクラブは、鶴見区が選定した法人（株式会社理究キッズ）が運営を行っています。

★横浜市から保護者の皆さまへ★

横浜市では、放課後キッズクラブ事業が一層充実するよう事業の見直しに取り組んでいます。

令和５年度に向けては、有識者や関係者の皆さまから広く意見を聴取する検討会や、事業にかかわる関係者へのアンケートを実施したうえで、「子ども・子育て会議　放課後部会」の有識者の方々にもご意見を賜りながら、検討を進めております。このため、令和５年度の利用にあたり「入会のしおり」の内容から変更が生じる場合には、皆様に別途お知らせさせていただきます。

＜横浜市「放課後放課後児童健全育成事業の質の向上に向けた事業の見直しについて」ホームページ＞

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hokago/hokagokids/minaoshi.html

（横浜市トップページ›暮らし・総合›子育て・教育›放課後児童育成›放課後キッズクラブ›放課後放課後児童健全育成事業の質の向上に向けた事業の見直しについて）

また、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和３年度において放課後キッズクラブでは「遊びの場」を目的とするわくわく【区分１】については、利用時間や利用日を一部制限して実施をしています。令和５年度においても、わくわく【区分１】については感染状況や教育活動にもあわせて引き続き利用を制限することもありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、放課後キッズクラブに関する新型コロナウイルス感染症に係る通知等については、市ウェブページでもお知らせしていきます。

＜横浜市「新型コロナウイルス感染症に係る通知等について」ホームページ＞

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/houkago-kids/houkagokoronatuuti.html

（トップページ›事業者向け情報›分野別メニュー›子育て›放課後児童育成事業›新型コロナウイルス感染症に係る通知等について）

1−2 運営法人 株式会社理究キッズ(理究グループ)について

① 幼児教育や野外教育の実験的活動を精力的に展開・実践した横浜国大教育方法学の故・伊藤忠彦教授の研究チームと横浜国大発達心理学、児童心理学の故・依田明教授の研究チームが発祥の42年目の企業です。本社は横浜駅近くにあり、県内を中心におよそ150拠点。国内外に会員が２万5000人いらっしゃいます。

②「0歳からの生涯教育」をスローガンに掲げ、保育・教育サービス事業を営んでおります。

【学童保育・放課後事業】※2023年４月時点での運営予定数

・横浜市放課後キッズクラブ	８２校	・横浜市寄り添い型生活支援事業	２施設
・横須賀市放課後児童クラブ	２校	・横須賀市放課後子ども教室	３校
・鎌倉市放課後かまくらっ子	６校	・座間市児童ホーム	１施設
・千葉市アフタースクール	11校	・私立小学校アフタースクール	６校

【他の保育・教育サービス事業】

・横浜市認可保育園を中心に、パレット保育園　を運営（0〜6歳）
・幼児教室　どんちゃか幼児教室、小学校受験　理英会　を運営（0〜6歳）
・学習塾　　国大Qゼミ　を運営（7〜18歳）

③神奈川県を中心に、東京都・千葉県など首都圏で100校を超える学童保育施設を運営する法人です。小学生に安全で、楽しくためになるプログラムを提供しています。また保護者に安心していただける万全な事務機能を備えた企業です。

皆さまのご期待に添えるよう努力してまいります。どうぞよろしくお願いします。

1−3 放課後キッズクラブの活動(開所日・開所時間・活動場所)

<table>
<tr><th>開所日</th><th colspan="2">開所時間</th><th>活動場所</th></tr>
<tr><td rowspan="4">次の日程を除き、毎日

（１）日曜日
（２）国民の祝日
（３）12月29日〜1月３日
※その他、学校長より閉所要請を受けた日や天災の影響等で閉所する場合があります。</td><td>月曜日から金曜日</td><td>放課後〜19時00分</td><td rowspan="4">体育館棟2階
キッズ専用ルーム

※その他、体育館や校庭など学校施設をお借りすることもあります。</td></tr>
<tr><td>土曜日</td><td>８時30分〜19時00分</td></tr>
<tr><td>学校休業日</td><td>８時00分〜19時00分</td></tr>
<tr><td colspan="2">※土曜日は16時30分以降で、利用希望がない場合は、閉所または開所時間を短縮することがあります。</td></tr>
</table>

お子さんの自主性を重視しながら、楽しくてためになるプログラムなどを実施します。
また、利用可能な日や時間は利用区分によって異なります（詳しくは、P.3参照）。
放課後キッズクラブでは、放課後児童支援員を中心とした職員が、児童の育成支援や遊びの場の提供などを行っています。

※放課後児童支援員

保育士・社会福祉士などの資格保有者、教員免許の保有者、高等学校等を卒業して２年以上（かつ2,000時間以上）放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事し市長が適当と認めた者など、一定の要件を満たした者が、都道府県等が行う研修を修了することで「放課後児童支援員」になることができます。

第２章　利用区分・利用料等について

2−1 放課後キッズクラブの利用区分について（2022 年度時点）

利用区分には、**遊びの場利用を目的とした「わくわく」区分と、それに加えて留守家庭児童等の遊び及び生活の場利用を目的とした「すくすく」区分があります。また、「すくすく」区分には、17 時まで利用の「すくすく（ゆうやけ）」と 19 時まで利用の「すくすく（ほしぞら）」があります。**

それぞれの利用区分の違いの概要は、次の表のとおりです。利用目的に沿って区分を選択くださいますようお願いします。

利用区分		わくわく【区分１】	すくすく【区分２】	
			ゆうやけ【A】	ほしぞら【B】
利用目的		遊びの場	遊びの場＋生活の場	
登録条件		・当該小学校又は当該義務教育学校前期課程（以下「当該小学校等」という）に通学しているお子さんであること。 ・当該小学校区又は当該義務教育学校区（以下「当該小学校区等」という）に居住し、国立小学校、私立小学校又は特別支援学校等に通学している児童であること。		
		―	**留守家庭児童等（※）であること**	
利用時間	平日	放課後～**16 時 00 分**	放課後～**17 時 00 分**	放課後～**19 時 00 分**
	土曜日	利用できません ※プログラムがある日の「プログラム参加」は可	８時 30 分～１７時 00 分	８時 30 分～１９時 00 分
	学校休業日	10 時 00 分～12 時 00 分 13 時 00 分～15 時 00 分 ※午前・午後のどちらかで利用ができます。	８時 00 分～１７時 00 分	８時 00 分～１９時 00 分
利用料		無 料 ※スポット利用（19 時まで）は 800 円+おやつ代（P.４参照）	月額 2,000 円＋おやつ代 （7，８月のみ 2,500 円＋おやつ代） ※延長料（午後７時まで）は 400 円/回	月額 5,000 円＋おやつ代 （7，８月のみ 5,500 円＋おやつ代）
			減免あり（詳しくは P.7 を参照）	
保険制度運営負担金		年額 700 円＋振込手数料（詳しくは P.11 を参照）		
定員		なし	あり	
利用申込に必要な書類		利用申込書	・利用申込書 ・留守家庭児童等であることの証明書	
		※利用区分に関わらず、食物アレルギーのあるお子さんは、学校生活管理指導表（写し）の提出が必要です。		

※留守家庭児童等とは、保護者が就労等により、放課後の時間帯において、お子さんを保護・養育することが難しい世帯のお子さんをいいます。

2－2 わくわく【区分1】の利用について

（1）利用時間

平日	放課後～16時00分
学校休業日※	10時00分～12時00分、13時00分～15時00分 ※どちらかの時間帯で参加

※土曜日はスポット利用（1回800円）や、プログラムのある日で「プログラム参加」の場合（利用料無料）のみ利用できます。

（2）1日の活動スケジュール（例）

＜平日（学校のある日）＞

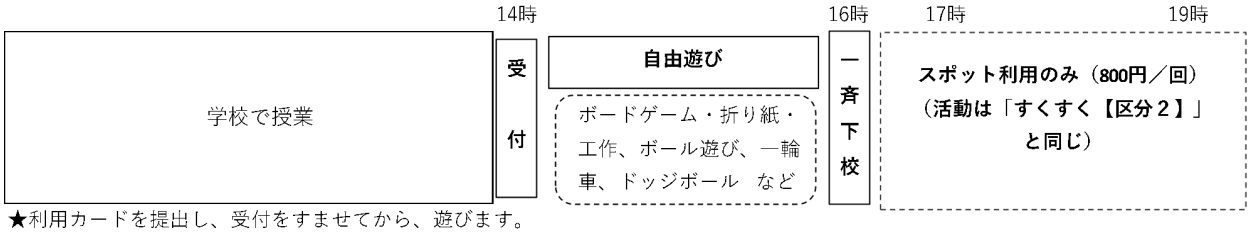

★利用カードを提出し、受付をすませてから、遊びます。

★自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。希望するお子さんはプログラムに参加することもできます。

＜学校休業日（土曜日除く）＞

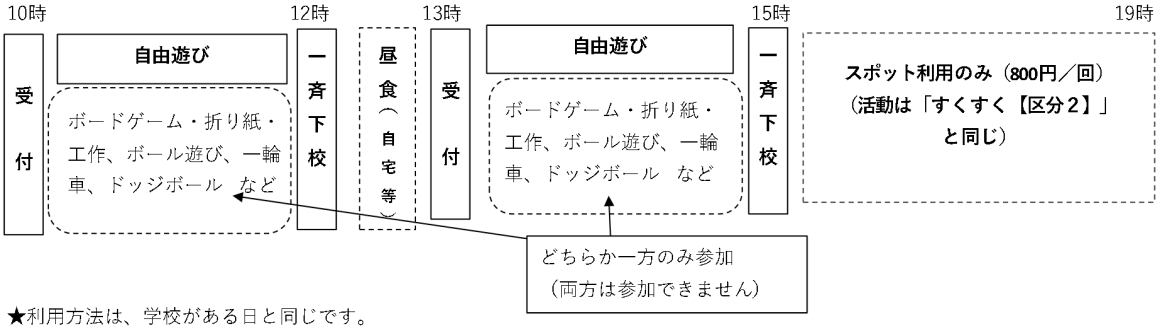

★利用方法は、学校がある日と同じです。

★わくわく【区分１】のお子さんは、午前または午後の時間帯のどちらかの時間帯に参加します（両方は参加できません）。

★わくわく区分のお子さんは、スポット利用の場合を除き、**キッズクラブ内では昼食を食べられません**。

※上記の図は横浜市が示す一例で、実際の活動スケジュールや内容は異なる場合があります。

（3）利用料金について

わくわく【区分1】は無料です。

ただし、保険制度運営負担金の支払いは必須です。保険制度の詳細はP.11をご参照ください。

スポット利用について

スポット利用とは、わくわく【区分1】のお子さんで、保護者の一時的な用事により、放課後の時間において自宅を留守にする場合などに、お子さんを留守家庭児童として19時まで受入れる制度です。すくすく【区分2】の定員に空きがある場合のみ利用できます。スポット利用には、事前申込が必要で、1回あたり800円の利用料とおやつ代（1回100円）がかかります。スポット利用の場合、放課後キッズクラブの一斉下校の最終時刻（P.24参照）までは、保護者のお迎えは不要ですが、それ以降はお迎えが必要となります。

（4）「プログラム参加」について（16時を越える場合）

放課後キッズクラブでは、子どもたちの活動を充実させるために、プログラムを実施しています。わくわく【区分1】のお子さんが16時を越えて実施するプログラムに参加する場合には、プログラム終了時刻まで参加することになりますので、お子さんと下校時刻について確認しておくようにしてください。

※プログラム参加には、材料費等の実費がかかる場合があります。各プログラムの実施日や実施時間、申込方法などの詳しい内容はキッズ通信等でお知らせします。

※プログラム終了後に、引き続き放課後キッズクラブでお子さんをお預かりする場合は、スポット利用として利用料（1回800円）とおやつ代（1回100円）がかかります。

（5）非常時における利用制限について

警報発表時（P.19参照）や夏休み中の猛暑が予想される時（P.25参照）、新型コロナウイルス感染症の影響がある場合等、お子さんの安全な遊びの場が確保できない状況においては、わくわく【区分1】の利用を制限させていただく場合があります。
利用を制限する場合には、あらかじめ、保護者の皆さまに対して、お知らせします。
なお、新型コロナウイルス感染症に伴う受入れの考え方については、以下のとおりです。

＜新型コロナウイルス感染症に伴うわくわく【区分1】の受入れの考え方＞
新型コロナウイルス感染症の影響がある場合においては、わくわく【区分1】の利用を制限・中止等に変更をさせていただく場合があります。
なお、コロナ禍におけるわくわく【区分1】の受入れについて、横浜市が次のとおり考え方の目安を示しています。詳細については、市ウェブページでご確認いただけます。
（※あくまでも目安のため、学校やキッズクラブの状況に応じて受け入れることとなります。実際の受入れ方法については、直接クラブにお問い合わせください）

神奈川県　新型コロナ感染症レベル	わくわく【区分1】の受入れの考え方（目安）
レベル4（避けたいレベル）	中止及び一層の利用制限（中止とする場合は別途通知）
レベル3（対策を強化するべき）	
レベル2（警戒を強化するべき）	原則として利用制限
レベル1（維持すべき）	原則として受入れ。ただし、実施条件を満たせない場合や、学校の感染症対策の対応に沿わない場合はクラブの実情に応じて利用を調整することとする。
レベル0（感染者ゼロ）	従来通り受入れ（制限等なし）

＜横浜市ウェブページURL＞
https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hokago/hokagokids/houkago-kids.html

2−3 すくすく【区分2A･B】の利用について

（1）利用時間

	すくすく（ゆうやけ） 【区分2A】※	すくすく（ほしぞら） 【区分2B】
平日	放課後～17時00分	放課後～19時00分
土曜日	8時30分～17時00分	8時30分～19時00分
土曜日を除く 学校休業日	8時00分～17時00分	8時00分～19時00分

※すくすく（ゆうやけ）【区分2A】は延長料（1回：400円）を支払うことで、17時以降も、19時まで利用することができます。

（2）一日の活動スケジュール（例）

＜平日（学校がある日）＞

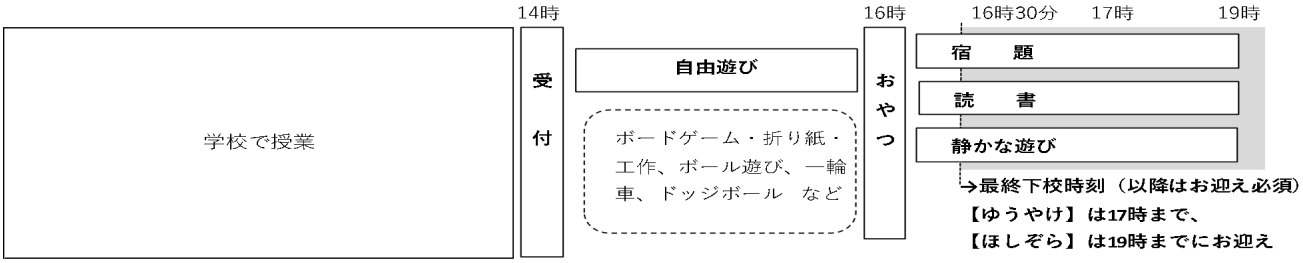

★利用カードを提出し、受付をすませてから、遊びます。
★自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。希望するお子さんはプログラムに参加することもできます。
★16時以降は、おやつを食べたり、宿題や読書など静かな活動をします。
★キッズクラブが設定する最終下校時刻（季節によって異なる）を過ぎたら、保護者のお迎えが必要となります。

＜学校休業日＞

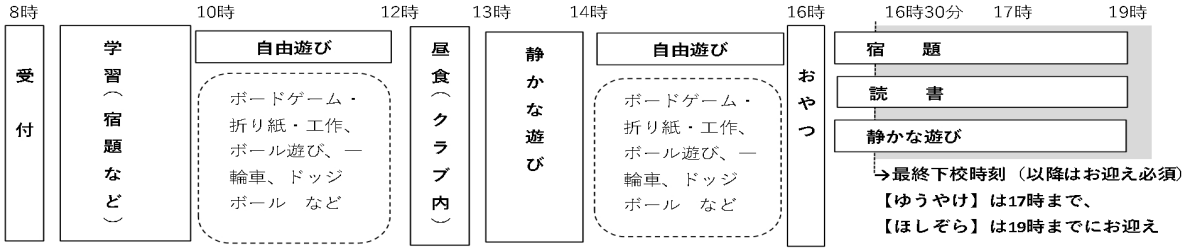

★利用方法は学校がある日と同じですが、1日中キッズクラブで過ごすため、生活習慣やリズムが崩れないように配慮して活動します。
★土曜日は8時30分からの開所です。

※上記の図は横浜市が示す一例で、実際の活動のスケジュールや内容は異なる場合があります。

（3）利用料について

すくすく【区分2A・B】は、「生活の場」として保護者が安心して子育てと就労等を両立できるよう支援することを目的としており、利用者には相応の利用料をご負担いただいております。
利用料は放課後キッズクラブの運営及び活動を維持していくための経費としています。

	すくすく（ゆうやけ）【区分2A】	すくすく（ほしぞら）【区分2B】
利用料（月額）	2,000円 （7、8月のみ2,500円）	5,000円 （7、8月のみ5,500円）
延長料（19時まで）	1回あたり400円	―

※利用料とは別に保険制度運営負担金が必要です（詳しくはP.11を参照）
※すくすく【区分2】の利用料はその月の利用の有無に関わらず発生します。
※おやつ代として1回あたり100円がかかります。
※プログラムに参加する場合には、材料費等の実費がかかる場合があります。
　プログラム実施日や申込方法などの詳しい内容はキッズ通信等でお知らせしていきます。
※利用料金は指定する期日までにお支払いください。
※すくすく【区分2A・B】には利用料減免制度があります（詳しくはP.7参照）。

＜すくすく【区分 2A･B】の利用料減免制度について＞

横浜市では、放課後キッズクラブのすくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】を利用するのに経済的な理由でお困りの方に対して月額利用料を減免し、利用を支援する制度を設けています。

（1）減免の対象となる方

以下の①～③のいずれかに該当する方が減免対象となります。
①横浜市就学援助を受けている方
②生活保護世帯の方
③市民税所得割非課税世帯の方

（2）減免金額

減免額の上限は月額2,500 円です。

（例） 月額利用料（※）が 2,000 円の場合は、減免後の利用料金は月額０円
月額利用料（※）が 5,000 円の場合は、減免後の利用料金は月額 2,500 円

※減免対象となるのは月額利用料のみであり、おやつ代、プログラム参加費等の実費、わくわく【区分１】のスポット利用料（1 回 800 円）、すくすく（ゆうやけ）【区分 2A】の延長料（1 回 400 円）及び保険加入料は減免の対象となりません。

（3）減免制度利用にあたっての留意点

- 次ページの（4）に記載している①～③のいずれかの要件を満たさなくなった場合（例：就学援助の対象ではなくなり受給を辞退した場合、婚姻により非課税世帯では無くなった場合等）については、速やかに「放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書」のご提出をお願いします。
- 虚偽又は不正な申請等により減免を受けた場合には、通常の利用料を遡ってお支払いいただきます。

減免を希望する場合は次ページの「（4）申請手続き」もあわせてご確認ください。

（4）申請手続き

減免を希望される場合は、次の表をご確認いただき、利用申込書の「Ⅴ　減免利用について」欄をご記入のうえで、必要書類をご提出ください。※提出書類や提出時期は対象となる方によって異なります。

なお、年度途中に減免の対象となったこと等により、利用申込後に減免を希望される場合は提出書類をご準備いただき、放課後キッズクラブへお申し出ください。

申請期限は当該年度の１２月末までです。期限が過ぎた場合は、原則として減免申請することができませんので、ご注意ください。

対象となる方	提出書類	提出時期
①就学援助を受けている方	**就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ【写し】または就学援助認定通知【写し】** ・年度途中から就学援助を受ける場合は、就学援助の対象となる事由が発生した月をお申し出ください（当該月から減免の適用となります）。 ・４月当初に申請をされた方は、７月下旬頃に学校より送付されます。４月以降にお支払いの利用料については、遡って減免が適用されます。（減免相当額は後日返金※） ・新入生を対象とした「入学準備費」とは異なります。	学校から受理次第速やかに
②生活保護世帯の方	**保護証明書【原本】**又は**生活保護費支給証【写し】** ・保護証明書の発行は、区役所生活支援課生活支援係の担当ケースワーカーに依頼してください（無料です）。	キッズクラブ申込時または減免の適用を受けようとする時
③市民税所得割非課税世帯の方	次の書類のうちいずれか１つ **・市民税・県民税課税(非課税)証明書【原本】** 区役所税務課で取得することができます（1 件につき 300 円がかかります）。 **・市民税・県民税税額決定・納税通知書【写し】** 区役所で納入している場合は、区役所から送付されます。 **・給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額通知書【写し】** 勤務先で徴収されている場合は、勤務先からもらえます。 ※減免を受けようとする月により、提出していただく証明書・通知書の年度が異なりますので、放課後キッズクラブへお問い合わせください。 ※市民税所得割非課税世帯の証明書は個人ごとに発行されます。世帯での非課税を確認するために、世帯全員の証明書をご提出ください。	キッズクラブ申込時または減免の適用を受けようとする時

※前年度に、就学援助を受けていることにより、利用料の減免を受けている場合は、４月から書類を提出するまでの期間の利用料は減免適用後の金額をお支払いいただくことができます。就学援助の審査の結果、対象ではない場合は遡って減免相当額をお支払いいただきます。

2−4 利用料等の支払方法について

株式会社理究キッズが運営する放課後キッズクラブでは現金でのやり取りを一切しません。発生した費用につきましては、登録いただきました口座から、お子さんごとに自動引き落とし、もしくはコンビニエンスストア等でのお振込みとなります。

①銀行口座からの引き落とし（すくすく【区分2A・B】登録のお子さん）

口座登録の方法・引き落としの詳細につきましては、P.16「3−2　口座情報の登録」をご参照ください。※引き落とし時手数料100円（税込み）

②コンビニエンスストア等でのお振込（わくわく【区分1】登録のお子さんなど、口座登録をされていない方）

口座登録をされていない方に利用料等が発生した場合にはお振込用の圧着ハガキ(下部参照)をご自宅へご郵送します。振込期限をご確認のうえ、コンビニエンスストア等にお持ち込みいただき、お支払いをお願いします。なお振込時に手数料がかかりますので、ご了承ください。

（圧着ハガキの例）

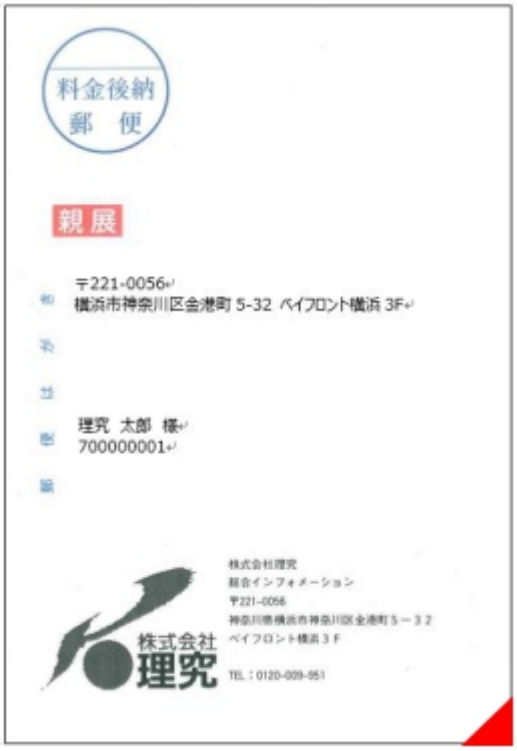

↑ こちらから剥がしてご使用いただきます。

※振込手数料の主な例

振込金額	振込手数料
10,000円未満	100円(+税)
10,000円以上 50,000円未満	200円(+税)
50,000円以上	500円(+税)

【ご請求（引き落とし・お振込み）月】

利用料・参加費の種類	ご請求月
16時以降の利用にかかる利用料 ・すくすく【区分2A・B】の月額利用料 ・すくすく（ゆうやけ）【区分2A】の延長利用料 ・わくわく【区分1】のスポット利用料	利用実績のあった月の翌月
16時以降の利用に伴うおやつ代	
4〜9月のプログラム参加費	プログラム参加した年度の10月
10〜3月のプログラム参加費	プログラム参加した翌年度の4月

※引き落としは毎月27日に行います。27日が土日祝日等、金融機関の休業日の場合は、翌営業日に引き落としになります。前日までにご入金いただきますようお願いします。

2−5 利用区分の変更について

利用登録後、就労状況等の変更により、年度途中で利用区分を変更したい場合には、利用区分変更申込書をご提出してください。
月途中での利用区分の変更は原則できません。利用変更届は、原則、変更希望月の**前月25日まで**に提出してください。ただし、夏休み（7・8月）については、定員調整が必要になる場合もあるため、原則**6月20日まで**に提出してください。
なお、利用区分の頻繁な変更は、生活リズムが崩れるなど、お子さんの負担となる場合もありますので、極力お控えくださいますようお願いします。

＜留守家庭児童等を証明する書類の提出について＞

- 年度途中で、新たにわくわく【区分1】からすくすく区分（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】に変更する場合には、留守家庭児童等を証明する書類（P.17 参照）の提出が必要です。
- 一度すくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】に登録していた方でも、わくわく【区分1】からすくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】に変更する場合には、留守家庭児童等を証明する書類（P.17 参照） の提出が**再度必要**です。
- すくすく【区分2A・B】内の変更（ゆうやけ【区分2A】⇔ほしぞら【区分2B】）は、留守家庭児童等を証する書類の再提出は不要です。
- 勤務先が変わるなど、就労状況等が変わった場合には、改めて留守家庭児童等を証明する書類の提出が必要です。

2−6 おやつについて

すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用するお子さんで16時以降に在室しているすべてのお子さんに、おやつを提供します。おやつは昼食と夕食の間の補食として位置づけ、満腹にならないよう配慮します。

お子さんの食物アレルギーについては、利用区分に関わらず、必ず「放課後キッズクラブ利用申込書」の「V 食物アレルギーについて」にご記入のうえ、学校に提出する「学校生活管理指導表」の写しを合わせてご提出してください。なお、学校生活では提供されない食物（そば、くるみ等）に対するアレルギー疾患であるなどのため、学校生活管理指導表を学校に提出していない場合でも、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」の写しを放課後キッズクラブへご提出してください。
利用申込書の提出後に、食物アレルギーが判明した場合は、速やかに放課後キッズクラブへお知らせください。

また、おやつは、放課後キッズクラブで用意し、おやつ代として実費相当額として1回あたり100円を保護者の方にご負担いただきます。持ち込みはご遠慮いただいていますが、特別の事情がある場合等は、別途ご相談ください。

［おやつの提供時間等について］
おやつは、16時～16時15分を目安に提供を開始します。ただし、放課後キッズクラブの活動やプログラム等、あるいは密を避けるために、提供開始が予定より遅くなることもあります。ご理解のほどよろしくお願いします。

2−7 放課後キッズクラブの保険制度

放課後キッズクラブでは、ご利用いただく皆さまに、万一のケガや事故の賠償責任に備えて保険にご加入いただき、保険制度運営負担金（お子さん１人につき年額700円）をご負担いただいています。
この保険は潮田小学校キッズクラブを利用するお子さんを対象に、運営法人が加入するものです。放課後キッズクラブの利用申し込み手続きの際に、保険制度運営負担金をお支払いください。なお、保険制度運営負担金は年間掛金を適用しているため、一度納入された後は、返金することができません。また、Q&Aよくあるご質問（P.27）も、あわせてご一読ください。

【補償内容】

「①傷害保険」「②賠償責任保険」２つの補償があります。
放課後キッズクラブの活動中及び放課後キッズクラブと自宅の往復途中（自宅への一時帰宅も可）に発生した事故等を補償する制度です。

①お子さんが怪我による死亡、後遺障害、入院、通院を補償（「熱中症」および「細菌性・ウィルス性食中毒」も対象です）
②お子さんが他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたことで法律上の損害賠償責任を負った場合に対象となります。

(1)保険制度運営負担金

お子さん１人につき年額700円（＋振込手数料）

(2)補償内容

	内容	保険金額・支払限度額※
傷害保険	通院（1日目から90日限度）	1,500円/日
	入院（1日目から180日限度）	4,000円/日
	死　亡	3,000万円
	後遺障害（最高）	3,000万円
賠償責任	対物賠償・対人賠償	人身１億円　財物１事故５億円

※傷害保険は、医療機関にかかる全額が補償されるものではありません。定額の支払いとなります。

(3)対象となる事故の範囲

傷害保険…放課後キッズクラブ利用中のお子さんの事故、放課後キッズクラブと自宅の間を往復途中のお子さんの事故（交通事故も含む）
賠償責任…放課後キッズクラブ活動中にお子さんが他人にケガをさせたり他人の物を壊したりしたことで、法律上の賠償責任を負うことによって被った損害を補償します。

(4)支払方法

ゆうちょ銀行または郵便局のＡＴＭにおいて、放課後キッズクラブで配付する『払込取扱票』を用いてお支払いください。振込手数料は別途ご負担をお願いします。
なお、ゆうちょ銀行の口座をお持ちの場合は、ＡＴＭにおいて、電信振替※ができます。
また、ゆうちょダイレクトをご利用の場合は、インターネットで電信振替※も可能です。
※相手の口座へ預かり金を振り替える送金方法

(5)その他

- 利用申し込みに際してご提出していただいた個人情報については、保険金の請求のために契約保険会社に提供することがありますのでご了承ください。
- 事故発生日から３か月以上経過しても保険金請求に関わる案内が届かない場合は、放課後キッズクラブまでご連絡ください。

振り込んだ証明書は必ずお手元にて保管するようお願いします。
利用申込書を提出の際には、証明書のコピーを必ず貼付してください。
振込履歴の確認が取れない場合は、再度、保険制度運営負担金をお支払いいただくことがありますので、紛失しないようにお気を付けください。

★保険制度運営負担金のお振込みと放課後キッズクラブの利用申込方法について★

≪利用申込の手順≫

（１）放課後キッズクラブから配付される専用の「払込取扱票」に必要事項をご記入のうえ、お近くのゆうちょ銀行または郵便局のＡＴＭ、ゆうちょダイレクトでお振込みください。保険制度運営負担金は、お子さん１人につき年額700円+振込手数料（兄弟姉妹の２人が放課後キッズクラブを利用する場合は1,400円+振込手数料）がかかります。なお、払込取扱票は１人１枚ご使用ください。

★ゆうちょ銀行以外の銀行やコンビニではご利用いただけませんのでご了承ください。

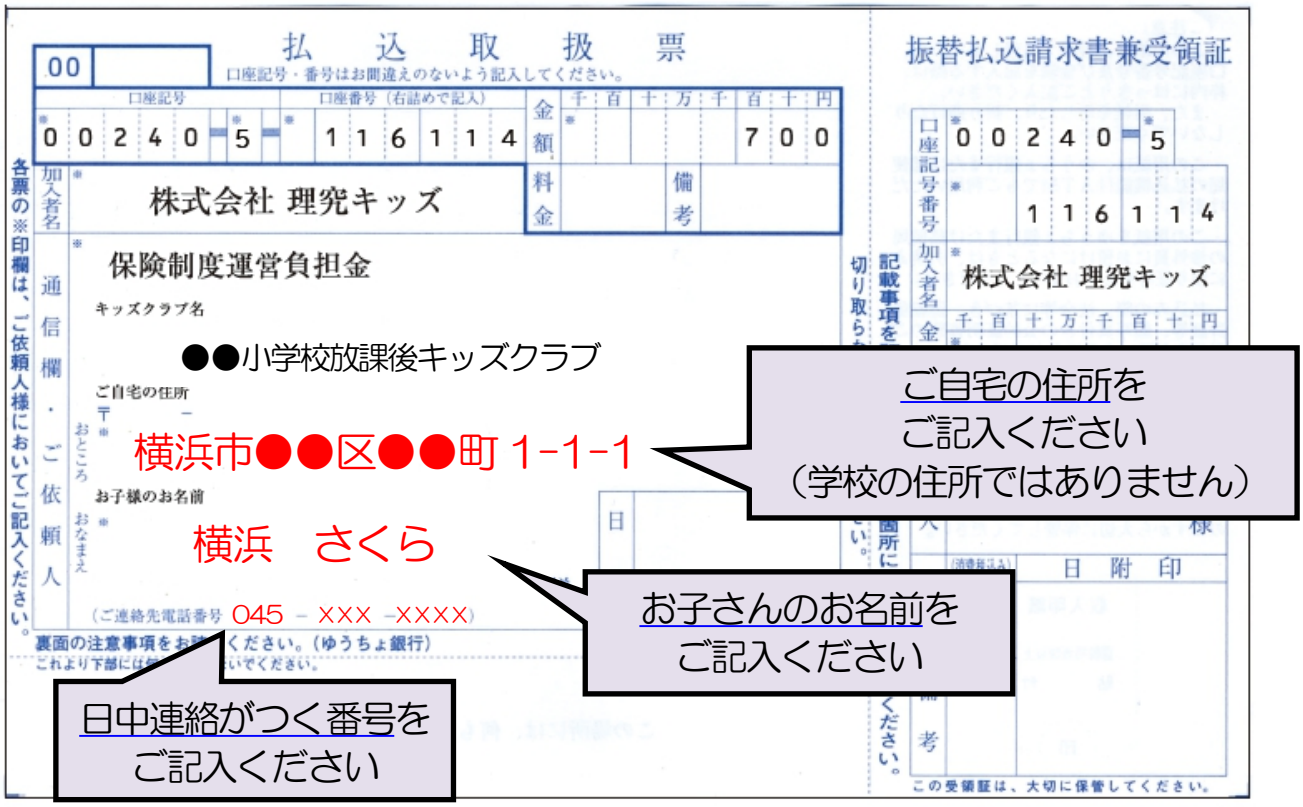

（２）お振込み後、受け取った「利用明細表」または「受領証」のコピーを、ゆうちょダイレクトの場合は振り込んだことがわかるページのコピーを、放課後キッズクラブ利用申込書に貼付します。

★原本は必ずご家庭で保管してください。

★一度お支払いただいた保険制度運営負担金は、返金することができませんのでご了承ください。

（３）利用申込書に必要事項を記入して、放課後キッズクラブに提出してください。

★保険制度運営負担金を振り込んだだけでは、利用申込手続きは完了しませんのでご注意ください。

利用区分選択早見表

※下記はあくまでも「目安」として記載させていただいております。

平日の 16 時までの利用を予定している	**わくわく**［区分 1］でお申し込みください
土曜日や平日 17 時までの利用を予定している	**ゆうやけ**［区分 2A］でお申し込みください
17 時以降も利用したい日が月間で「0 日～5 日」ある ※スポット利用のご利用となります	**わくわく**［区分 1］でお申し込みください
17 時以降も利用したい日が月間で「5 日～7 日」ある ※延長利用のご利用となります	**ゆうやけ**［区分 2A］でお申し込みください
17 時以降も利用したい日が月間で「8 日以上」ある	**ほしぞら**［区分 2B］でお申し込みください
平日は 16 時までの利用予定だが、土曜日も利用したい	**ゆうやけ**［区分 2A］でお申し込みください
新型コロナウィルス感染症の影響に関わらず利用したい	**ゆうやけ**［区分 2A］でお申し込みください

詳細については、第 2 章(P.3～11)をご確認のうえ、お申し込みください。

なお、利用料減免制度に該当される場合はこちらとは異なりますので、P.7 をご確認ください。

登録・申込方法早見表

新入生の方　または　在校生で初めて登録の方

わくわく［区分１］で申し込みの方

3−1　個人情報の事前登録(P.15)

3−3（P.17）
① 保険制度負担金の事前振込
② 利用申込書の記入

キッズクラブに提出

ゆうやけ［区分２A］で申し込みの方

3−1　個人情報の事前登録(P.15)
3−2　口座情報の登録(P.16)

3−3（P.17）
① 保険制度負担金の事前振込
② 利用申込書の必要事項の記入
③ 留守家庭児童等の証明をする書類の用意

キッズクラブに提出

ほしぞら［区分２B］で申し込みの方

3−1　個人情報の事前登録(P.15)
3−2　口座情報の登録(P.16)

3−3（P.17）
① 保険制度負担金の事前振込
② 利用申込書の必要事項の記入
③ 留守家庭児童等の証明をする書類の用意

キッズクラブに提出

在校生で過去に登録・利用をしている方(3−1　P.15が終了している方)

わくわく［区分１］で申し込みの方

3−3（P.17）
① 保険制度負担金の事前振込
② 利用申込書の記入

キッズクラブに提出

ゆうやけ［区分２A］で申し込みの方

3−3（P.17）
① 保険制度負担金の事前振込
② 利用申込書の必要事項の記入
③ 留守家庭児童等の証明をする書類の用意

キッズクラブに提出

ほしぞら［区分２B］で申し込みの方

3−3（P.17）
① 保険制度負担金の事前振込
② 利用申込書の必要事項の記入
③ 留守家庭児童等の証明をする書類の用意

キッズクラブに提出

※メールを受け取るために以下のドメインからメール受信ができるように設定をお願いします
「@riq.co.jp」「@manabiyoyaku.com」「@nekonet.co.jp」
※スマートフォン・パソコンのない方は、個人情報登録・口座情報登録→「0800-800-1149」までご相談ください。専用用紙を郵送します。

第３章　利用申し込み･手続きについて

3−1 個人情報の事前登録 ※初回のみ･卒業まで有効 ※利用区分に関わらず全員

※理究キッズ運営の放課後キッズクラブ利用が２年目以降の方は、登録不要です

運営法人：株式会社理究キッズへのメールアドレス等の個人情報登録をお子さんごとにお願いしています。スマホ・パソコン専用フォームから登録していただきます。

【登録期限】利用申込書の提出前日まで　※利用申込書提出期限はP.18「3−4」参照

【対象】キッズクラブに初めて登録されるお子さん

【個人情報の登録サイトについて】

◆理究キッズ専用登録Webサイト

まなび予約.com　https://www.manabiyoyaku.com/kids

※スマートフォン・パソコンより登録をお願いします
※推奨ブラウザ…Internet Explorer 11、Firefox、Chrome、Microsoft Edge、Safari
※登録にあたっての Internet 使用料等は利用者負担となります

登録が完了しますとお子さんの「生徒番号」が発行され、メールで届きますのでご確認ください。

登録完了後は、４月以降準備ができ次第、以下の配信サービスを実施します。（すべて無料）

①入退室メールサービス　（メールアドレス２つまで登録可能）
お子さんがキッズルームに入室した際・退室した際に、 登録のメールアドレスにお知らせメールが届きます。
②一斉お知らせメールサービス　（メールアドレス２つまで登録可能）
放課後キッズクラブからのお知らせメールが届きます。 （開所・閉所情報、緊急対応、プログラム等の持ち物など）
③利用料明細メールサービス　（メールアドレス１つのみ登録可能）
自動引き落とし利用料の明細が引き落とし日前にメールで届きます。

【注意】 迷惑メール防止のためのドメイン指定等をされている場合は、以下のドメインからのメール受信を許可いただきますようお願いします。

@riq. co. jp　と　@manabiyoyaku. com

※登録にあたって、ご不明な点などがありましたら下記までお問い合わせください

運営法人　株式会社 理究キッズ　TEL：0800−800−1149

※メンテナンスのため本システムをお使いいただけない日があります。ご了承ください。

※わくわく【区分１】で登録いただく方等、銀行口座を登録されない方へ
個人情報登録に際し、登録いただく銀行口座情報の入力欄があります。
わくわく【区分１】で登録いただく方は銀行口座情報の登録の必要がありませんので、次のようにご入力のうえ、登録してください。

◆口座番号　0000000　◆口座名義人　（姓）ﾄｳﾛｸ　（名）ｶﾅ

※個人情報登録完了後、完了画面に口座登録のご案内が表示されますが、わくわく【区分１】の方のお支払いは振込用紙を都度お送りしますので、次の「3−2 口座情報の登録」の登録は不要です。

3−2 口座情報の登録 ※初回のみ･卒業まで有効 ※すくすく【区分 2A・B】に登録のお子さんのみ

株式会社理究キッズ運営の放課後キッズクラブ利用が２年目以降で、すでに口座情報登録済みの方は、改めての登録は不要です。振込用紙でのお支払いをご希望される方も、こちらの登録は不要です。

株式会社理究キッズが運営する放課後キッズクラブでは現場での現金のやり取りを一切しません。
銀行口座を登録いただいている場合には、利用料等はすべて登録の口座より自動引き落としとなります。
（登録料無料・引き落とし時手数料 100 円）
銀行口座を登録いただく際には、お子さんごとに登録いただきます。スマホ・パソコン専用フォームから登録いただきます。

【登録期限】利用申込書の提出前日まで　※利用申込書提出期限は P.18「3−4」参照
【対象】初めてすくすく【区分 2A ・ B】で登録されるお子さん

【口座情報登録の方法・注意事項】
下記のＵＲＬを入力、または下記ＱＲコードをスマホで読み取ってください。
ページの案内に従い、ご希望の口座を登録ください。

口座登録サイト
https://onl.tw/NhuipXh

入会の流れ(参照)
https://riq-gakudou.com/kidsclub-2/apply/

※登録に際し、下記ドメインからメールが受信できるよう設定をお願いします。
@nekonet. co. jp

※以下の時間帯はメンテナンスのため、ご利用できません。ご注意ください。
- 毎月第４日曜日 23 時～翌月曜日　９時
- １月・４月・７月・10 月の最終火曜日　１時～６時
- その他金融機関によってご利用できない時間帯があります。

※従来型携帯電話（いわゆる「ガラケー（フィーチャーフォン）」）には対応していません。登録専用用紙を本部よりご用意しますので、お電話にてお知らせください。
理究キッズ本部連絡先：0800-800-1149（平日 10 時～18 時）

※信託銀行など、一部の金融機関は口座登録サイトより登録いただくことができません。詳細は「入会の流れ(参照)」のＱＲコードを読みとりいただき、「口座登録の流れ」をご参照ください。

【ご請求（引き落とし・お振込み）月】

利用料・参加費の種類	ご請求月
16 時以降の利用にかかる利用料 ・すくすく【区分 2A ・ B】の月額利用料 ・すくすく（ゆうやけ）【区分 2A】の延長利用料 ・わくわく【区分 1】のスポット利用料	利用実績のあった月の翌月
16 時以降の利用に伴うおやつ代	
4～9 月のプログラム参加費	プログラム参加した年度の 10 月
10～3 月のプログラム参加費	プログラム参加した翌年度の４月

※引き落としは毎月27日に行います。27日が土日祝日等、金融機関の休業日の場合は、翌営業日に引き落としになります。前日までにご入金いただきますようお願いします。

3－3 利用申し込みに必要な書類 ※年度ごとに提出、利用区分に関わらず全員

放課後キッズクラブの利用申し込みにあたっては、次の手順で書類のご準備をお願いします。

(1)保険制度運営負担金の事前振込み（放課後キッズクラブの保険制度については P.11「2－7」参照）

放課後キッズクラブで配付している専用の『払込取扱票』に必要事項を記入し、保険制度運営負担金（お子さん１人あたり年額700円）をお近くのゆうちょ銀行又は郵便局のＡＴＭでお支払いください。

(2)『振替払込請求書兼受領証』または『ご利用明細票』を『放課後キッズクラブ利用申込書』へ貼付

保険制度運営負担金の事前振込みを行っていただいた後は、受け取った『振替払込請求書兼受領証』（窓口の場合）または『ご利用明細票』（ＡＴＭの場合）のコピーをとり、コピーを『放課後キッズクラブ利用申込書』に貼付してください。手元に残った『振替払込請求書兼受領証』（窓口の場合）または『ご利用明細票』（ＡＴＭの場合）の原本については、ご家庭で保管してください。

(3)提出書類の準備(※提出期限はP.18「3－4」参照)

利用申し込みに必要な書類を揃えてください（登録を希望する利用区分や保護者の就労状況等によって提出書類が異なります）。

・わくわく【区分１】への登録を希望する方　　・・・放課後キッズクラブ利用申込書
・すくすく【区分2A・B】への登録を希望する方・・・放課後キッズクラブ利用申込書　＋
留守家庭児童等を証明する書類(次の表)

すくすく【区分2A・B】に登録の場合には、お子さんと同居するすべての保護者について、次の書類のいずれかが必要になります。証明書等を提出いただけない場合は、すくすく【区分2A・B】への登録はできません。

※保護者とは、そのお子さんの父母または父母に代わって養育している者のことをいいます。
※兄弟姉妹等、２人以上がすくすく【区分2A・B】に登録する場合、留守家庭児童等を証明する書類は１部で差し支えありません（利用申込書はお子さん１人につき１部必要です）。
※各種証明書用紙は、放課後キッズクラブに用意しています。また、理究キッズホームページからもダウンロードできます。

保護者の状況	各種証明書等
会社員、公務員等	就労(予定)証明書
勤務予定者	
産休中及び育休中	
自営業	自営業従事者等申告書
病気の方 看護・介護中の方	病気・障害等申告書　（※1） ※診断書等、状況を確認できる書類を添付してください。
障害のある方	病気・障害等申告書 ※身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類を添付してください。
求職中の方	求職活動申告書　（※2）
在学中（中学生、高校生除く）	学生証の写し又は在学証明書
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている方	罹災証明書※ ※地震による家屋損壊…区役所 地震による火災・消火損、火災及び風水害による被災…消防署で発行しています。

※1　病気・障害等申告書の「出産」については、原則として、出産（予定）日から起算して８週間前の日の属する月の１日から、出産日から起算して８週間後の日の翌日の属する月の末日までです。（多胎妊娠の場合は、出産（予定日）の前14週間、後８週間となります。）

※2　求職活動を理由にすくすく【区分2A・B】に登録できるのは、登録日から３か月です。就労後は、すみやかに就労（予定）証明書を提出してください。また、求職活動申告書を連続して提出することや期間を延長することはできません。

必要な書類は提出期限(P.18「3－4」)までに放課後キッズクラブまで提出してください。

3−4 申し込み手続きの締切日

下記の日程までにご準備のうえ、申し込み手続きを行ってください。

	わくわく【区分１】への登録を希望する方	すくすく【区分2A・B】への登録を希望する方
新１年生	2023年４月７日（金）	2023年3月11日（土）
新２年生～ 新６年生	2023年3月11日（土）	2023年3月11日（土）

（以降も随時受け付けますが、できるだけお早めにお願いします。）

3−5 利用開始日

新１年生の利用開始日は、登録する利用区分によって異なります。

<table>
<tr><th></th><th>わくわく【区分１】</th><th>すくすく【区分2A・B】</th></tr>
<tr><td rowspan="2">新１年生</td><td>給食開始日から利用できます。

※スポット利用（１回800円の利用料）の場合、４月１日（土）から利用できます。</td><td>４月１日(土)から利用できます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">給食開始日より前から利用する場合には
1．利用にあたっては、必ず保護者の責任で送迎を行ってください。
2．お子さんの状況を把握するため、事前に放課後キッズクラブのスタッフと面談を行います。</td></tr>
<tr><td>新２年生～
新６年生</td><td colspan="2">４月１日(土)から利用できます。
※利用申込書を提出締切日までにご提出ください。</td></tr>
</table>

3−6 利用の決定

提出いただいた利用申込書の記入内容に不明な点があった場合等は、放課後キッズクラブまたは運営法人株式会社理究キッズから事前にご連絡させていただきます。
特に連絡がない場合には、原則、利用申込書記載の利用開始希望日から利用することができます。

放課後キッズクラブへの登録が済みましたら、利用開始日に向けて準備をお願いします。
次ページ以降の利用方法等をご確認いただき、安全・安心な放課後キッズクラブのご利用となるよう、保護者の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いします。

第４章　緊急時の対応について

4−1 警報発表時等の対応について

（１）「暴風警報」・「大雪警報」・「暴風雪警報」・「降灰予報」発表時の対応

		警報発表時の放課後キッズクラブの対応
学校がない日		午前６時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、放課後キッズクラブは、お子さんの安全対策を最優先としたうえで開所し、すくすくのお子さんのみ受け入れを行います。わくわくのお子さんについては、利用料800円をお支払いいただくことで受け入れを行います。 なお、利用する場合は、必ず保護者か代理の方の送迎が必要です。 ※特別警報発表時または、「避難情報」が発表された場合は閉所となります。
学校がある日	登校前	午前６時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、学校はお子さんの安全確保のため、全市一斉に「臨時休校」となります。放課後キッズクラブは、お子さんの安全対策を最優先としたうえで開所し、すくすくのお子さんのみ受け入れを行います。わくわくのお子さんについては利用料800円をお支払いいただくことで受け入れを行います。 なお、利用する場合は、必ず保護者か代理の方の送迎が必要です。 ※特別警報発表時または、「避難情報」が発表された場合は閉所となります。
	登校後	お子さんの登校後、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、お子さんの安全対策を最優先としたうえで放課後キッズクラブを開所し、すくすくのお子さんのみ受け入れを行います。わくわくのお子さんは、基本的には学校での対応となります。 なお、警報発表中は、お子さんの帰宅時間に関わらず、必ず保護者か代理の方のお迎えが必要です。 ※特別警報発表時または、「避難情報」が発表された場合は閉所となります。
キッズクラブ活動中		「暴風警報」・「大雪警報」・「暴風雪警報」・「降灰予報」発表中は、帰宅時刻に関わらず、利用しているすべてのお子さんの保護者か代理の方のお迎えが必要です。子どもたちはお迎えが来るまで放課後キッズクラブで待機します。 ※交通機関が不通となる場合もありますので、できるだけ早いお迎えをお願いします。 ※特別警報発表時や又は「避難情報」が発表された場合であっても、帰宅の安全が確保されるまで、お子さんは利用区分にかかわらず、放課後キッズクラブで留め置きとなります。

代理の方とは「児童代理引取人届出」（P.24）に記載された方です。

※「避難情報が発表された場合」とは、当該所在地に「緊急安全確保」、「避難指示」、「高齢者等避難」のいずれかが発表された場合をいいます。なお、避難情報については、横浜市防災情報ポータルで確認することができます。〇横浜市 防災情報ポータルURL〇： https://bousai.city.yokohama.lg.jp/

（２）公共交通機関の計画運休が発表された場合について(※)

公共交通機関の計画運休が発表された場合のキッズクラブの対応については、お知らせメールにてご案内します。また、お子さんの安全を考慮し、状況に応じて、来所の自粛やお迎えを要請することがあります。

※「公共交通機関の計画運休が発表された場合」とは、市内鉄道会社（JR線・東急線・みなとみらい線・京急線・相鉄線・市営地下鉄線・横浜シーサイドライン）の計画運休が判明した場合とします。

（３）交通機関の計画運休等に伴い、職員の配置が困難な場合の対応

気象警報等が発表されていない場合であっても、当日中に特別警報の発表が想定されている状況において、公共交通機関の計画運休や交通状況により、事前に把握している利用児童数に合わせた条例基準の職員配置が困難な場合には、閉所する場合があります。

警報発表時等で通常と開所時間が異なる場合は、スタッフが放課後キッズクラブに到着してから利用可能になります。受け入れ可能になり次第、メールにてお知らせします。

第５章　利用にあたって

5−1 広報誌『キッズ通信』

放課後キッズクラブ（以下、キッズクラブ）から保護者の皆さまやお子さんへのお知らせは、キッズクラブが発行する『キッズ通信』により行います。内容については、ぜひ、お子さんと一緒にご確認ください。

(1)発行日と配付方法

『キッズ通信』は毎月 25 日ごろに発行し、学校の担任の先生を通じて、全校配付します。

(2)『キッズ通信』の内容

①翌月の予定

キッズクラブの翌月の予定等をお知らせします。キッズクラブのプログラムには「無料のプログラム」「有料のプログラム」、「事前申し込みが不要なプログラム」「事前申し込みが必要なプログラム」があります。これらプログラムの内容、参加費、申込締切日、申込方法等をお知らせします。土曜日の学校行事（運動会等）後や、学校行事後の代休日の開所時間等、普段と異なる場合のお知らせや、保護者会や親子参加型プログラム、防災・避難訓練等のお知らせもします。

②活動の様子

キッズクラブの日々の活動の様子や、実施したプログラムの内容等をお知らせします。写真付の分かりやすい内容でお知らせしますので、お子さんと一緒に楽しんでください。

③お知らせとお願い

キッズクラブからのお知らせとお願いを時節に合わせて掲載します。

～『キッズ通信』『ホームページ』への写真掲載について～

子どもたちの活動の様子を写真入りで『キッズ通信』や『ホームページ』に掲載することがあります。また、キッズクラブの紹介のため、『キッズ通信』を学校外の方へお渡しすることもあります。お子さんの写真掲載を望まない方は、利用申込書にてお知らせください。ご協力をお願いします。

5－2 利用予定の事前提出 ※月ごと

『キッズ通信』に記載されている翌月の予定をご確認のうえ、毎月 25 日頃までに、翌月分の『利用予定』を WEB（利用予約サイト「MyChappiss(マイ チャッピス)」）から登録してください。

(1)登録方法

専用の WEB サイト「MyChappiss」にログインし、予約登録をお願いします。
下記の URL、もしくは右の QR コードからログインできます。
予約専用サイト URL:https://my.kidscare.co.jp/

ログインには、ID・パスワードが必要です。個人情報の登録後、利用申込書をご提出いただき、キッズクラブでの登録手続きが完了後に、ご登録いただいているメールアドレス宛に ID・パスワードをお送りいたします。申し込み手続き締切日後 10 日以内にメールが届かない場合はキッズクラブまでお問い合わせください。
※メールを受け取るために**「@riq.co.jp」**のドメインからメール受信ができるよう設定をお願いします。各種メールアドレスの設定によりメール受信ができないケースがありますので、受信許可設定をお願いします。

(2)登録画面

（利用予定の登録画面例）

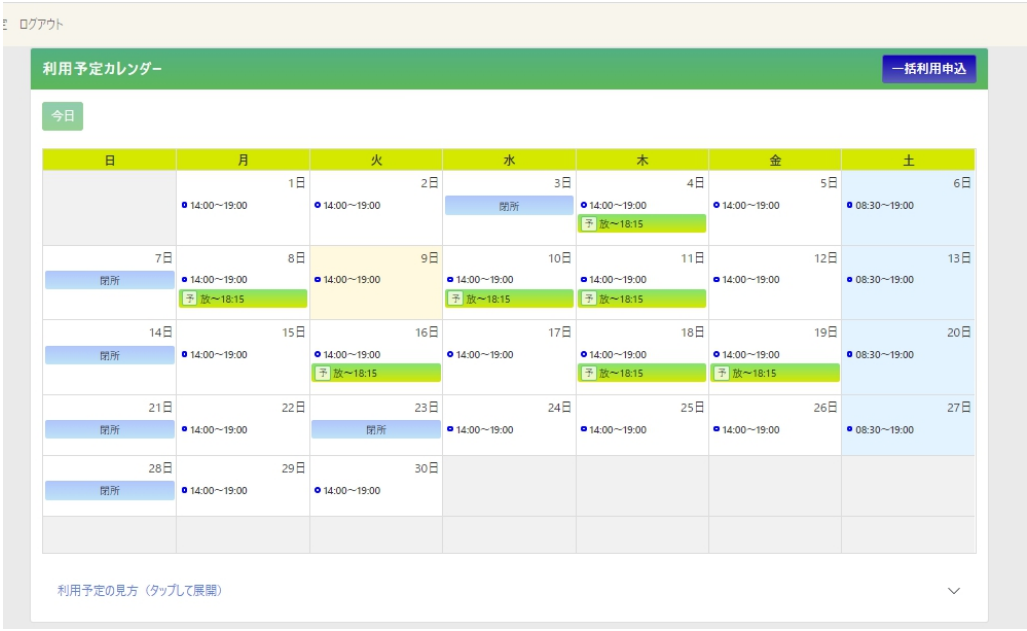

翌月に利用を予定している日について、前月 15 日より登録ができます。前月の 25 日頃までに登録をしてください。
（例）2023 年 4 月利用予定登録期間　2023 年 3 月 15 日～3 月 25 日
※利用予定前日の 19 時 00 分までは予約変更・利用取りやめが可能です。当日、利用内容の変更や利用取りやめをする場合はキッズクラブまで必ずご連絡ください。

感染症対策による利用制限の撤廃を受け、わくわく【区分 1】向けの利用予約受付を準備中です。準備が整い次第、ご案内いたしますため、詳しいご利用対象者や操作方法、MyChappiss で可能な機能についてはこちらからご確認ください。
URL:https://riq-gakudou.com/chappiss/

5－3『参加カード』の提出 ※利用日ごと

『参加カード』でその日に実際に利用する（した）かどうかを確認します。毎日、登校前にお子さんに「今日、キッズクラブに行くかどうか」を確認し、利用する場合には『参加カード』に、保護者の方が必要事項を記入・押印のうえ、お子さんに持たせ、キッズクラブにご提出ください。

(1)記入方法

（参加カードの様式と記入例）

	日付・曜日		帰宅時間	お迎えの有無		連絡事項	保護者印	キッズ印
例	3/1	火	18：00	(あり)	なし	父が迎えにきます	(印)	
			：	あり	なし			
			：	あり	なし			
			：	あり	なし			
			：	あり	なし			
			：	あり	なし			
			：	あり	なし			
			：	あり	なし			
			：	あり	なし			
			：	あり	なし			
			：	あり	なし			
			：	あり	なし			
			：	あり	なし			

日付	帰宅時間	お迎えの有無		連絡事項	保護者印	キッズ印
	：	あり	なし			
	：	あり	なし			
	：	あり	なし			
	：	あり	なし			
	：	あり	なし			
	：	あり	なし			
	：	あり	なし			
	：	あり	なし			
	：	あり	なし			
	：	あり	なし			
	：	あり	なし			
	：	あり	なし			

『参加カード』に必須事項(「帰宅時刻」・「お迎えの有無」)を記入し・「保護者印」を押印してください。

＜利用日にお子さんが参加カードを忘れた場合＞

- 利用予定の有無にかかわらず、キッズクラブから利用の確認をするため、保護者の方に連絡します。
- 利用の確認が取れるまでは、お子さんをキッズクラブに留め置きます。

＜予定外の利用の場合(「MyChappiss」等での申し込みがなく、急遽利用したい場合)＞

- すくすく【区分2A・B】や、わくわく【区分1】のスポット利用の場合においては、おやつの準備等があるため、原則として前日の19時までにキッズクラブに連絡をお願いします。

＜利用を取りやめる場合＞

当日の利用開始予定時刻までに、キッズクラブへ利用取りやめの電話連絡をお願いします。
なお、午前中は留守番電話を設定していますので、留守番電話への録音をお願いします。

【利用にあたっての保護者の方へのお願い】

※急な利用、急な利用取りやめなどの場合は、必ず直接キッズクラブへ電話連絡するようお願いします。学校や担任の先生への電話連絡や連絡帳などでの連絡はしないでください。また、確認のため、キッズクラブで把握している保護者の電話番号へ折り返しの電話をする場合があります。

5−4 利用当日の流れ

(1)授業終了後からキッズクラブへ行くまで

①各学級での帰りの会が終わったら、外履きに履き替えて体育館棟の昇降口へ行きます。
②外履きを脱いで下駄箱に入れ、ランドセルをロッカーに入れます。
③階段を上って２階のキッズルームへ行き、『参加カード』をキッズクラブのスタッフに渡して、キッズクラブを利用してください。

(2)持ち物

キッズクラブへの持ち物は「平日（学校がある日）」と「学校がお休みの日」によって異なります。持ち物には必ずお子さんの名前を記入してください。季節に応じた持ち物は、随時『キッズ通信』等でお伝えします。
教室に忘れ物をしてしまっても、キッズクラブに来たら教室には戻れません。

①キッズクラブを利用する際に必ず必要な持ち物

- 参加カード（利用日に、必須事項（「帰宅時刻」・「お迎えの有無」）を記入し、「保護者印」に押印してください）
- 水筒（普段学校に持っていく中身と同じものにしてください）※学校に持参の時期のみ
- 上履き（学校の上履きとは別に、キッズクラブ専用の上履きをご用意ください）
- 靴（サンダル・クロックス等は禁止です）

②キッズクラブで１日過ごす場合(学校がお休みの日)に必要な持ち物

※すくすく【区分2A・B】・わくわく【区分１】スポット利用が対象

①の必要な持ち物に加えて、次の物が必要な場合があります。

- お弁当（12 時～12 時 30 分に利用する場合のみ必要です。夏休みはお弁当の中身が傷まないよう、保冷剤を入れる等、工夫をお願いします）
- 水筒（普段学校に持っていく中身と同じものにしてください）
- 着替え（校庭や体育館で遊んだあと、特に夏場など、必要に応じて着替えをします）

③キッズクラブに持ってきてはいけないもの

- 学校に持ってきてはいけないもの（ゲーム機、玩具、携帯電話等）
- 長期休み中の自転車使用は禁止です。

(3)帰り方(「一斉下校(ひとり帰り)」と「お迎え」)

キッズクラブからの帰り方は、一斉下校（お子さんのひとり帰り）の場合とお迎えの場合があります。なお、おやつの提供に関しては、お子さんの帰り方に関わらず、16時（プログラム実施時は、プログラム終了時刻）以降に在室しているお子さん全員に提供します。

①一斉下校

一斉下校は、保護者のお迎えを必要とせず、お子さんだけで帰宅します。安全を考慮し、季節に応じた最終時刻を設定しています。最終下校時刻は次の表をご参照ください。最終下校時刻以降はお子さんだけで下校することはできず、必ず保護者、または代理引取り人のお迎えが必要です。
なお、お子さんがなるべくまとまって下校できるよう一斉下校時刻は30分毎に設定しています。時刻によってはひとりになることもありますのでご了承ください。

・わくわく【区分1】（スポット利用を除く）は、16時までに下校します。

・一斉下校での最終下校時刻は次のとおりです。一斉下校で下校する場合は、最終時刻より遅い時刻にならないようご注意のうえ、『参加カード』に下校時刻を記入してください。

時期	一斉下校の最終時刻
4月~9月	17時00分
10月~11月	16時30分
12月~1月	16時00分
2月~3月	16時30分

②お迎え

お迎えは、保護者の方、または代理引取り人（下部参照）ができます。
※お子さんを車で送迎することについては、原則禁止です。近隣にお住まいの方への影響もありますのでおやめください。

お迎えで下校する場合は、
1. 体育館棟入口インターホンで「学年・組・お子さんのお名前」を告げてください。
2. 体育館棟の昇降口より入校し、2階のキッズルームまでお越しください。

・わくわく【区分1】のお子さんで参加カードに「お迎え」となっている場合、16時（プログラム参加時は、プログラム終了時刻）を越えると、原則としてスポット利用の扱いとなり、利用料が発生します。
・すくすく（ゆうやけ）【区分2A】で、利用カードに「お迎え」となっている場合、そのお迎えが17時を越えたときは、原則として延長利用の扱い（400円／回）となります。
※時間はキッズクラブに設置してある電波時計を基準とします。

【代理引取り人について】
「放課後キッズクラブ利用申込書」の裏面にある「児童代理引取人届出」欄に代理引取り人の氏名等を記入し、キッズクラブに提出していただければ、その方のお迎えが可能です。なお、代理の方がお迎えの場合は、運転免許証等の身分証明書の提示をお願いすることがあります。この届出は、緊急時の代理引取り人届出も兼ねています。

5－5 夏休み期間中の利用について

（1）「熱中症警戒アラート」発表時の対応

「熱中症警戒アラート」は以下のように発表されます。

・１日２回、前日の 17 時と、当日の５時

・暑さ指数の値が 33 以上と予測された場合、気象庁の府県予報区等を単位として発表

猛暑時には外出時のリスクや熱中症の危険が特に高くなるため、夏休み期間において「熱中症警戒アラート」が前日の 17 時にまたは当日の５時に発表された場合は次の対応を行います。

①わくわく【区分１】

原則、わくわく【区分１】の利用は休止します。

②すくすく【区分2A・B】

すくすく【区分2A・B】に関しては「熱中症警戒アラート」が発表されてもご利用いただけます。ただし、夏休み期間は長時間の活動であり、猛暑時は外遊びができないことも想定されることから、家庭で過ごすことが可能な場合には、キッズクラブの利用を控えることについてもご検討いただきますようお願いします。

※ご家庭でも次のアドレスから「熱中症警戒アラート メール配信サービス」にご登録いただけます。
環境省・気象庁が発表する熱中症警戒アラートについて、１日２回、登録した区域で熱中症警戒アラートが発表されたとき、速やかにメールが配信されます。

「熱中症警戒アラート メール配信サービス」の登録　※メール配信の目安は４月～10 月頃です。
PC・スマートフォン　https://plus.sugumail.com/usr/env/home
フィーチャーフォン　https://m.sugumail.com/m/env/home
LINE 公式アカウント　LINE ID ： kankyo_jpn　アカウント名 ： 環境省
QR コード（環境省のページで「友だち追加」をタップ）

（2）利用にあたってのお願い

＜水分補給＞

熱中症の予防のためには、こまめな水分補給が大切になります。キッズクラブの利用時に水筒を持参するなど、お子さんがこまめに水分を取ることができるよう、ご配慮をお願いします。

＜利用時間の順守＞

キッズクラブの利用時間より早く来て、クラブの開所まで外で待つことはできません。日陰がない場所もありますので、熱中症予防のため、お子さんが利用時間に合わせてキッズクラブに到着するよう、ぜひご配慮をお願いします。

＜服装などの留意事項＞

けが防止のため、肩の出ないシャツを着用し運動靴を履いてください。また、髪の長い人は結んでください。装飾品等は着用しないでください。汗をたくさんかきますので、汗ふきタオルや着替えをご用意いただくなどご配慮をお願いします。

第６章　その他

6−1 ご意見･ご要望等について

キッズクラブを利用するうえでのご意見・ご要望等がありましたら、潮田小学校放課後キッズクラブまたは運営法人（株式会社理究キッズ）までご相談ください。

6−2 お問い合わせ先

放課後キッズクラブ事業は、学校とは異なり、法人によって運営されていているため、キッズクラブ事業に関することは直接キッズクラブへお問い合わせをお願いします。
（例：キッズクラブの出席、欠席に関すること、キッズクラブの運営全般・制度についてなど）

＊日々の利用に関するお問い合わせ・登録内容の変更など
潮田小学校放課後キッズクラブ　TEL･FAX:045-503-5160

＊利用料引き落とし、その他のお問い合わせ
運営法人 株式会社 理究キッズ
放課後キッズクラブ問い合わせ窓口　TEL:0800-800-1149　FAX:045-461-6541
お客様相談室　TEL:0120-009-951

＊キッズクラブ制度に関わるお問い合わせ
横浜市鶴見区こども家庭支援課　TEL:045-510-1886　FAX:045-510-1887
横浜市こども青少年局放課後児童育成課　TEL:045-671-4068　FAX:045-663-1926

6−3 よくある質問について

利用に関する質問をまとめたチャットボットサービスを開始いたします。
キーワードを入力していただくと、選択内容等に応じて自動的に回答が表示され、知りたい情報に簡単にアクセスすることができます。ぜひご利用ください。**24 時間 365 日いつでも対応可能です。**（日本語･英語･中国語･韓国語にも対応）※チャットボットとはコンピュータを利用して自動的に質問から回答を表示させるものです。

『横浜市放課後キッズクラブ』のページへ移行後、
右下にロボットのアイコンが表示されます。
クリックすると、Q＆Aの検索画面が表示されますので
そちらから検索が可能です。

スマートフォンの方は、右記のQRコードよりご覧いただけます。

URL:https://riq-gakudou.com/kidsclub-2/

Q&A よくあるご質問

潮田小学校キッズクラブ

利用登録について （「すくすく【区分 2A・B】登録・個人情報登録・口座登録）

Q	**利用申込書などの書類はどこに提出すれば良いですか？**
A	「放課後キッズクラブ」まで提出してください。開所時間は次の通りです。 平日:放課後～19 時、土曜日:8 時 30 分～19 時 土曜日につきましては 16 時 30 分以降閉所をしている場合がありますので、事前にキッズクラブまでご連絡いただくとスムーズです。提出日時のご都合が合わない場合もまずはキッズクラブまでお電話いただき、ご相談ください。
Q	**「すくすく【区分 2A・B】」登録に必要な証明書(就労証明書など)はどこでもらえますか？**
A	「すくすく【区分 2A・B】」で登録される際に必要な各種証明書につきましては、キッズクラブに用意をしています。また、理究キッズホームページからもダウンロードできます。 **【理究キッズホームページ】http://riq-gakudou.com/**
Q	**就労証明書の書式に決まりはありますか？**
A	書式は本市統一でキッズクラブ用のものを理究キッズホームページや各キッズクラブに用意していますが、参考様式のため、キッズクラブで用意している書式の項目が全て網羅できていれば勤務先で準備した書式でも大丈夫です。また、勤務先で準備した書式の項目が、様式以上の項目であっても提出いただいて問題ありません。保育園用の就労証明書とは書式が異なりますのでご注意ください。
Q	**就労証明書が間に合わない場合は「すくすく【区分 2A・B】」に登録できないですか？**
A	原則、利用開始日より前までに提出するようお願いします。 例)5 月～「すくすく【区分 2A・B】」にしたい場合は 4 月 30 日までに提出 なお、ご家庭の事情や会社の事情等で間に合わない場合は、キッズクラブまでご相談のうえ、指定日までに必ず提出をお願いします。
Q	**就労証明書はコピーでも良いですか？**
A	必ず、原本でお願いします。
Q	**アルバイトやパートでもすくすく【区分 2A・B】で登録することはできますか？ 勤務がない日も 19 時まで利用が可能ですか？**
A	勤務時間や雇用形態によって制限をかけることはありません。保護者全員分の就労証明書を提出していただければすくすく【区分 2A・B】での登録が可能です。勤務がない日も利用可能です。
Q	**夏休み・冬休みの間だけすくすく【区分 2A・B】にしたいが、就労証明は都度発行して提出の必要がありますか？**
A	わくわく【区分 1】からすくすく【区分 2A・B】に変更する際は必ず就労証明書等の留守家庭児童の証明書の原本をご提出ください。
Q	**すくすく【区分 2A・B】の登録数が定員を超えたらどうなりますか？**
A	すくすく【区分 2A・B】の登録数が定員を超えそうな場合は、学校・区役所と相談の上、新たな場所を準備します。そのため、定員超過で入れない(待機児童となる)ということは起こりませんのでご安心ください。
Q	**メールサービスはガラケーでも大丈夫ですか？また、ネット環境がないのですが、 個人情報のWEB登録はどうすればいいですか？**
A	メールの受信はガラケー(フィーチャーフォン)でも可能です。ご家庭にスマートフォンやパソコンなどがない場合の登録につきましては、理究キッズお問い合わせ窓口までご相談ください。 **理究キッズお問い合わせ窓口:0800-800-1149**
Q	**個人情報登録は毎年行うのですか？**
A	一度の登録でお子さんが卒業まで有効です。

Q	**メールアドレスはいくつ登録できますか？**
A	入退室メールのアドレス登録は、２ヵ所まで可能です。個人情報のWEB登録の際に、２ヵ所登録できます。追加登録を希望の場合は、書面にてキッズクラブまでお申し出いただくか、WEB登録サイト（まなび予約）より追加登録の申請をお願いします。

Q	**上の子で口座登録をしているので、下の子の分も同じ口座から一緒に引き落としをしたいが再度口座登録の手続きは必要ですか？**
A	お手数ですが、再度登録をお願いします。

Q	**メールアドレスや住所などが変更になった場合はどのようにしたら良いですか？**
A	変更届の提出をお願いします。変更届はキッズクラブにありますので、まずはキッズクラブまでご連絡ください。

Q	**学級閉鎖時も利用できますか？**
A	インフルエンザ等で学級閉鎖の該当学級のお子さん、また学年閉鎖時の該当学年のお子さんはキッズクラブも利用できません。閉鎖していない他学級・他学年のお子さんは利用できます。

Q	**保険制度運営負担金を支払わないと、キッズの利用はできないのですか？**
A	はい。保険制度運営負担金は、本市の制度として受益者負担として利用者の方に負担していただくことになっています。必ず利用前にお支払いください。

Q	**保険制度運営負担金を振り込みに行く時間がありません。子どもにお金を持たせて、スタッフの方に渡してもいいですか？**
A	お子さんにお金を持たせることはおやめください。キッズクラブを利用する前に、保護者の方が保険制度運営負担金をお支払いいただきますよう、ご協力をお願いします。

Q	**１日だけのイベントへの参加でも保険制度運営負担金を支払うのですか？**
A	はい。年度単位での加入のため、１日だけのイベント、または長期休業日だけ利用する場合でも、必ず利用申込書の提出と保険制度運営負担金をお支払いが必要です。

Q	**他の小学校から転校してきました。前の小学校でもキッズクラブに登録していたが、また保険制度運営負担金を支払わなくてはなりませんか？**
A	放課後キッズクラブの保険は運営法人ごとに契約しており、前の小学校の放課後キッズクラブを株式会社理究キッズが運営している場合はその契約を引き継ぐことができるため、改めてお支払いいただく必要はありません。 前の小学校の放課後キッズクラブの運営法人が株式会社理究キッズ以外の場合には、改めて保険制度運営負担金をお支払いいただきます。

Q	**支払い済みの保険制度運営負担金の控えを紛失した場合どうしたらいいですか？**
A	受領証を紛失した場合、振込の履歴確認が取れない場合は再度お支払いしていただく可能性もあります。原本を確実に保管し、必ず利用申込書にコピーを貼り付けて提出をお願いします。

利用について

Q	**新１年生でわくわく【区分１】で登録予定ですが、利用開始日より前からは利用できませんか？**
A	わくわく【区分１】の利用開始日以前から利用したい場合は、スポット利用か、４月につきましては、すくすく【区分２A・B】での登録をお願いしています。利用区分は利用区分変更申込書をご提出いただくことで月ごとに変更可能です。

Q	**新１年生で入学式前の４月１日・春休みから利用したいが、面談の申し込みはどうしたらよいですか？**
A	利用申込書提出の際にお申し出ください。なお、事前にお電話でご予約いただくとスムーズです。

Q	**見学はできますか？**
A	事前にご連絡をいただければ可能です。キッズクラブまでご連絡ください。感染症対策として少人数・短時間でのご見学になりますのでご了承ください。

Q	**家に帰ってからキッズクラブを利用するのは可能ですか？**
A	キッズクラブの利用は、授業が終わった放課後に、学校からキッズクラブにそのまま来ることを前提にお預かりしております。恐れ入りますが、家に帰らず、直接学校からキッズクラブに来るようご協力ください。

Q	**長期休みなど８時００分より前から預かってもらえませんか？**
A	横浜市の規定上、８時００分開所となっています。恐れ入りますが、８時００分の開所に合わせて登校するよう、ご協力をお願いします。

Q	**参加カードを忘れたら預かってもらえないですか？**
A	キッズクラブから連絡し、利用の確認をします。確認が取れない場合、キッズクラブ留め置きとなりますので、必ず参加カードを持たせるようお願いします。

Q	**上履きは置いておけますか？**
A	キッズクラブ専用の上履きは必要ありませんが、体育館履きをキッズクラブ専用にご用意いただきキッズクラブに置いておきます。

Q	**キッズがある他の学校へ転校予定です。何か手続きはありますか？**
A	必要事項を変更届に記入のうえ、キッズクラブまでご提出いただくこととなります。まずはキッズクラブまでご連絡ください。

Q	**薬を飲ませたり、軟膏を塗ったりしてもらえますか？**
A	申し訳ございませんが、医療行為に関わることについてはキッズクラブではできませんのでご了承ください。お薬につきましては、お子さんに飲むようにお声掛けすることは可能ですが、スタッフが飲ませることはできません。

Q	**「保護者なりすまし」の連絡などの対策はどのようなものですか？**
A	保護者の方から帰宅時間の変更などの連絡をキッズクラブにいただきましたら、キッズクラブから折り返しの連絡をし、保護者の方の連絡内容が正しいかどうかの確認をさせていただきます。

Q	**My Chappiss（マイ チャッピス）のサービスはガラケーでも大丈夫ですか？また、ネット環境がないのですが、利用予約の登録はどうすればいいですか？**
A	My Chappiss（マイ チャッピス）はガラケー（フィーチャーフォン）には非対応です。ご家庭にスマートフォンやパソコンなどがない場合は施設の端末でログインいただき登録いただくか、代替用紙でのご提出をお願いいたします。

Q	**MyChappiss（マイ チャッピス）で利用予約をしていて、子どもが来ない場合は連絡をしてもらえますか？**
A	入退室の際には入退室メールをお送りしておりますので、そちらをご確認ください。利用日に入室メールが届かないようであれば来ていらっしゃらない可能性がございます。キッズクラブまでご連絡をお願いいたします。

Q	**MyChappiss（マイ チャッピス）で利用予約の際に利用額も確定しますか？予約後にキャンセル料は発生しますか？**
A	利用料は、利用後に確定します。また、キャンセル料は、発生しません。表示される料金は実際にご利用される際の目安費用となります。事前にキャンセルされた場合、利用がなかった場合にキャンセル料は発生しません。

Q	**MyChappiss（マイ チャッピス）から利用予約すれば、参加カードは持たせなくて良いですか？**
A	MyChappiss（マイ チャッピス）で利用予約をしても、キッズクラブ利用当日は参加カードを必ず持たせてください。当日の参加カードで実際に利用する時間等を確認します。

Q	**利用申込をしましたが、MyChappiss(マイチャッピス)ログイン用の ID・PW が届きません。**
A	利用申込書をご提出後、10 日ほどでメールにてお知らせいたします。新年度初めて申し込みされる場合は、手続き締切日後(入会のしおりをご確認ください)から 10 日ほどでメールにてお知らせいたします。10 日を過ぎても届かない場合は、お手数ですがご利用いただくキッズクラブまでお問い合わせください。※受信メールフィルターの設定で「@riq.co.jp」からのメールを受信できるよう設定をお願いいたします。また、お使いのメールによっては迷惑メールフォルダなど別のフォルダに振り分けられてしまう事がございますので、そちらもご確認ください。

活動について

Q	**宿題はキッズでできますか？**
A	キッズクラブで宿題を行うことは可能です。なお、宿題の内容についてスタッフが指導することはございませんので、ご承知おきください。
Q	**習い事の教材や着替えを預かってもらえますか？**
A	自己管理になります。
Q	**習い事の送迎バスにスタッフが乗せて送り出してもらえますか？**
A	声掛けをしキッズクラブの出口までは送ります。
Q	**校内の習い事は一斉下校の最終時刻後でも一人で行かせられますか？**
A	一斉下校後は必ずお迎えが必要になりますので、お子さん一人で行くことはできません。
Q	**習い事の教材等は持参していいですか？**
A	持参は可能ですが、自己管理になります。あくまでも、お荷物の管理は自己責任の下お願いいたします。
Q	**長期休み時にお弁当等のサービスはありますか？**
A	お弁当などの昼食提供は行政の指示に基づき、行っていません。
Q	**どのようなプログラムを行っていますか？**
A	季節ごとの工作、コマやけん玉検定、ドッジボール、バトミントン、卓球などを行っているほか、夏祭り、ビンゴ大会、ハロウィンパーティーなどがあります。
Q	**楽しくてためになるプログラムって？どんな活動をしますか？**
A	理究キッズが運営するキッズクラブでは、各キッズクラブでこれまで実施してきたプログラムを継承したうえで、法人独自のプログラムも企画･実施します。テニス、空手などの運動系や、プログラミングや理科実験などの実施実績があります。学校の環境によって異なりますが、魅力あるプログラムを提供してまいりますのでご期待ください。

おやつについて

Q	**おやつは何が出ますか？**
A	夕食までの補食という位置づけですので、調理をするにしても、冷凍食品や簡単な手作り品です。ヨーグルトやプリン、ゼリーなど既製品や小分けの袋菓子を提供する場合もあります。お茶などの飲み物も提供します。
Q	**アレルギーがある場合、おやつの対応はどうなりますか？**
A	面談時に確認させていただき、対応について話し合います。基本的には、アレルギーに関わる食材を含まないおやつを提供しています。
Q	**アレルギーがあるのですが、面談はいつ実施しますか？**
A	利用申込書提出時、もしくは別日に保護者様とお子さんとキッズクラブスタッフにて面談をさせていただきます。

Q	**学校生活管理指導表って何ですか？また、毎年提出するのですか？**
A	「2-6 おやつについて」でもふれていますが、アレルギーがある方が給食提供に伴って、病院で発行していただく書類です。「学校生活管理指導表」の写しは、キッズクラブの「利用申込書」と合わせての提出となりますので、お手数ですが、年度ごとにご提出ください。

Q	**学校生活管理指導表が必要でないアレルギーを持っている場合はどうすればいいですか？学校生活管理指導表ではなく、アレルギーの検査結果などで代用できますか？**
A	アレルギー検査結果は受け付けられません。学校に提出しない場合でも、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」の写しを提出してください。

お迎えについて

Q	**代理引取り人を追加したい場合はどうしたらいいですか？**
A	まずはキッズクラブまでご連絡ください。書式は問いませんので追加したい代理引取り人の方の氏名、お子さんとの関係を書面にてキッズクラブまでお知らせください。

Q	**お迎えに兄弟(小学校高学年・中学生・高校生)は可能ですか？**
A	「一斉下校の最終時刻」以前については、未成年の兄弟のお迎えは可能です。それ以降の時間については、原則、成人で利用申込書記載の方のお迎えをお願いします。なお、下校については保護者の責任となります。

一時外出について

Q	**長期休みで朝から夕方まで利用ですが、昼食は家に帰って食べることは可能ですか？**
A	キッズクラブでは一時外出を認めておりません。恐れ入りますが、お弁当を持参の上、ご利用ください。特に夏休みは昨今大変暑い日々となっております。熱中症の危険もありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

Q	**キッズクラブから習い事に行くことは可能ですか？**
A	習い事に行くことは可能ですが、あくまでも移動含めて保護者様の責任の下、お願いいたします。なお、習い事先からキッズクラブに戻ってくる場合は、「一斉下校の最終時刻」より前の時間に戻ってくる場合のみ、認めております。その際は、参加カードの備考欄にご記入ください。 また、必ず寄り道などせずに、キッズクラブに戻るようご家庭でご指導ください。なお、「一斉下校の最終時刻」以降にお子さんだけでキッズクラブに戻ることはできません。

感染症対策について

Q	**マスクは必ず着用ですか？**
A	外遊びなど走り回る時以外は、原則着用をお願いしています。なお、基本的には、学校のルールに合わせるようにしていますので、ご承知おきください。

Q	**新型コロナ対策は何をしていますか？**
A	入室とおやつ前に検温、手洗い消毒をし、密にならないよう体育館やミーティングルームなども使用しています。また、換気をしています。

Q	**学校内で新型コロナ陽性者が出た場合は、キッズクラブは開所しますか？**
A	単発的なケースで閉所することはありません。ただ、学校が休校となった場合は、キッズクラブも閉所します。

提出先　横浜小学校放課後キッズクラブ

横浜小学校　放課後キッズクラブ
2023年度利用申込書

次のとおり、横浜小学校放課後キッズクラブの利用を申込みます。

Ⅰ　利用児童

申込み日　2023 年 3 月 3 日

ふりがな	よこはま　さくら	性別(○囲み)	キッズ(学校)から自宅までの略図
氏名	横浜　さくら	男　(女)	
学校名	(市立)・国立・私立・その他(○囲み) 横浜小学校		
住所	〒000ー0000 中区港町1－1－804		
生年月日	2015年 11 月 23 日	学年・組	2 年　組
利用区分※1 (1 つを○囲み)	1. わくわく【区分1】(利用料:無料、利用時間 ～16 時) ※わくわく【区分1】はスポット利用(800 円/回)を除き 16 時で一斉下校となります。また、警報発表時や猛暑時等は利用できない場合があります。		枠内に入り切らない場合は、別紙でご提出ください
	(2) すくすく(ゆうやけ)【区分 2A】 (利用料:2,000 円/月、利用時間 ～17 時、ただし 7･8 月は＋500 円)		【留守家庭児童等のみ選択可】 ※すくすく【区分2A･B】に登録する場合は、保護者の方の就労証明書等の提出が必要です。
	3. すくすく(ほしぞら)【区分 2B】 (利用料:5,000 円/月、利用時間 ～19 時、ただし 7･8 月は＋500 円)		
利用開始希望日	2023　年　4　月　1　日		

4月からの学年を記入。
組はわかるまでは空欄で提出可。
(新年度にスタッフが記入します。)

※1本申込書を提出したのち、利用区分を変更する場合は、「利用区分変更申込書」を提出してください。

Ⅱ　緊急時連絡先

連絡先①	氏名:　横浜　花子　【続柄　母　】 携帯電話:　090-0000-0000 自宅電話:　045-000-00 勤務先電話:　03-0000-0 携帯メールアドレス:　h-yokohama@XXX.ne.jp	同じ学校に在籍している兄弟姉妹(いる場合に記入) 5年生　(男)・女 (名)　横浜　次郎 年生　男・女 (名)
連絡先②	氏名:　横浜　太郎　【続柄　父　】 携帯電話:　080-0000-0000 自宅電話:　045-000-000 勤務先電話:　03-1000-0000 携帯メールアドレス:　t-yokohama@XXX.ne.jp	
連絡先③	氏名:　横浜　春子　【続柄　祖母　】 携帯電話:　090-1000-0000 自宅電話:　045-100-000 勤務先電話: 携帯メールアドレス:　haru-sobo@XXX.ne.jp	
連絡先④	氏名:　川崎　夏子　【続柄　叔母　】 携帯電話:　080-1000-0000 自宅電話:　044-000-000 勤務先電話:　03-2000-0000 携帯メールアドレス:　n-kawasaki@XX　必ず記入	【振込日:2023年 3月 2日】

利用児童との続柄を記入(以降同じ。)

保険制度運営負担金

払込票(写)

原本は必ずご家庭で保管してください。

※未納の場合は利用申込みを受け付けられません。

※ご連絡差し上げる際は**連絡先①→②→③→④の順で**連絡します。**必ずつながる連絡先**の記入をお願いします。

Ⅲ 児童代理引取人届出

代理人氏名	続柄	住所	電話番号
横浜　春子	祖母	中区港町 1-1-805	045-000-0001
◎◎クラブ 育成　智子	クラブ 職員	中区港町 1-1-806（クラブ所在地）	045-000-0002

・代理人は保護者以外の方で、当該児童の引取人となる方をご記入ください。
・当該代理人がお迎えに来られた際には、本人確認を行う場合があります。**免許証等、身分を証明できるものをご持参ください。**
・当該項目が空欄の場合、引取人は保護者の方のみとさせていただきます。

Ⅳ 利用頻度　※すくすく【区分2A・B】への申込みの場合のみ記入

おおむねの利用頻度を記入してください。実際の利用予定日は、毎月、利用予定をお聞きします。
利用実態に基づいて、下記の利用頻度を修正させていただく場合がございます。ご了承ください。

平日（月～金） （1つを〇で囲みます。）	週　1・2・3・4・5　日程度	土曜日の利用 （どちらかを〇で囲みます。）	あり・なし

Ⅴ 利用料減免制度の利用希望　※すくすく【区分2A・B】への申込みの場合のみ記入

減免の適用 （希望する場合は〇で囲みます。）	希望する	昨年度の減免の適用 （どちらかを〇で囲みます。）	あり・なし

Ⅵ 食物アレルギーについて

食物アレルギーの有無	無・有　→ある場合は「**学校生活管理指導表**」の写しを提出してください。
アレルギーのある食物 （「有」の場合に記載）	卵・小麦

・学校生活では提供されない食物（そば、くるみ等）に対するアレルギー疾患がある等の理由で、学校に「学校生活管理指導表」を提出していない場合でも、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」の写しをご提出ください。
・食物アレルギーが「有」の場合は、アレルギー内容や対応の確認のため、**職員との面談**を実施します。

Ⅶ その他健康状態等の配慮すべき事項

健康状態等の 配慮すべき事項	肌がかぶれやすい（軟膏湿布）	児童の 平熱	36.2 度

・児童の健康状態等の配慮する事項について、職員との面談を　希望する　・　希望しない　（どちらかを〇で囲みます。）

Ⅷ 確認・同意事項

- ✔ 2023年度「放課後キッズクラブ　入会のしおり」の内容を確認しました。
- ✔ 本利用申込書の記載内容及び提出書類に虚偽はありません。
- ✔ Ⅳ 利用頻度において、キッズクラブがお子さんの利用実態に合わせて記載を修正することを認めます。
- ✔ （初めてキッズクラブを利用される場合のみ）個人情報の WEB 登録を完了しました。
- ✔ 放課後キッズクラブの運営にあたり、当該利用申込書の内容や提出書類の情報について、必要に応じて、区こども家庭支援課や学校長等に対して提供することを認めます。
- ✔ 児童育成の観点から、必要に応じて、小学校又は放課後キッズクラブでの利用児童の活動の様子を、小学校と放課後キッズクラブとで情報共有することに差支えはありません。
- ✔ キッズ通信や放課後キッズクラブのHPへ活動報告のために顔写真を掲載しても問題ありません。
- ✔ （減免を受けている場合のみ）虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡って支払います。また、減免の対象でなくなった場合は、「放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書」を速やかに提出します。

保護者代表者署名：　横浜　太郎

申込みのためにいただいた個人情報は、放課後キッズクラブの運営以外の目的には使用しません

放課後キッズクラブ事務処理欄　※保護者の方は当該欄に記入しないでください。

受付日	（すくすく）留守家庭児童等証明書	（すくすく）減免	Chappiss	参加カード
／	□ 就労証明書　□ 自営業従事等　□ 求職活動申告 □ 病気・障害等申告書【診断書（写）／身体障害手帳（写）】 □ 学生証（写）　□ 在学証明書　□ 罹災証明書	添付書類 □ あり（　　） □ なし	□ 登録 □ カード	□ 配布

備考	

記載例

就労（予定）証明書

※申込児童の保護者（その子供の親、または親に代わって養育している者）のものを提出してください。（用紙が不足する場合はこの用紙を複写して使

横浜　小学校放課後キッズクラブ運営法人御中

【就労者記入欄】

就労者ご本人が記入する欄です。

就労者住所	横浜市〇〇区〇〇町△－△	
就労者氏名	横浜　花子	児童から見た続柄：　母
放課後キッズクラブ名	横浜　小学校放課後キッズクラブ	
学年・申込児童氏名 ※２人以上の申込みを行う場合は、全ての児童の氏名を記載	第　2　学年	横浜　さくら
	第　5　学年	横浜　次郎

太枠内については、事業所に記入していただく欄です。

【事業所記入欄】

採用（内定）年月日	20●●年　4　月　1　日 から	
現在の雇用状況	☑ 就労中　☐ 産前産後・育児休業中（　年　月　日～　年　月　日） ☐ 採用内定もしくは放課後キッズクラブ利用開始次第就労開始	
雇用の形態	☑ 正社員　☐ 契約社員　☐ 派遣社員　☐ アルバイト・パート ☐ その他　（　） ◆雇用契約期間が決まっている場合　→　年　月　日　契約終了 ◆契約更新予定　→　☐ 有　☐ 無　☐ 未定	
勤務先（派遣先）の名称	※【証明欄】と同じ場合は記入不要 株式会社〇〇物産　横浜支店	契約更新予定が「有」の場合は、備考欄に更新予定期間をご記入ください。
勤務先（派遣先）の所在地	※【証明欄】と同じ場合は記入不要 横浜市△区△△町■－■	勤務（派遣）先の電話番号 ●●●-●●●●
就労状況	定例勤務時間の方	シフト勤務の方
	◆勤務時間 9 時 00 分 ～ 18 時 00 分 ◆育児短時間勤務の場合の勤務時間 9 時 30 分 ～ 17 時 00 分 ◆勤務日数 平均　5　日／週	◆シフトと月の勤務回数を記入 ①　時　分 ～　時　分（月　回） ②　時　分 ～　時　分（月　回） ③　時　分 ～　時　分（月　回）
備考	※雇用契約期限がある方で、更新予定がある場合は更新予定期間を記入してください。 例）20●●年10月1日～20●●年3月31日まで契約更新予定。	

育児短時間制度取得者については、通常の勤務時間に加え、育児短時間制度利用時の勤務時間を記入してください。

シフトが不規則な場合は、最も代表的な時間をご記入ください。

※産休・育休中の場合は産休・育休前の実績をご記入ください。

【証明欄】

上記のとおり相違ないことを証明します。

本証明書をご記入いただいた日付を記入してください。

2023 年 3 月 20 日

【証明欄】に代表者印等の押印は不要です。

（事業所所在地）　横浜市△区△△町■－■

（事業所名）　株式会社〇〇物産　本社　（電話番号）〇〇〇-〇〇〇〇

（代表者職氏名）　関内　みなと